

原付・小型特殊自動車・電動バイク・ミニカーの標識における、交付・名義変更・返納に必要な持ち物について
※ここで言う「標識」とは、ナンバープレートのこと

このページでは、「事象ごとの必要な手続き」と「持ち物」を記載しています。

場合に応じて必要な持ち物が異なるため、手続きごとに必要な持ち物は次ページ以降に記載しています。

このページと「必要な手続き」のページをご覧いただき、持ち物を確認してください。
なお、次ページ以降は右上部分に手続きの名前が記載されています。

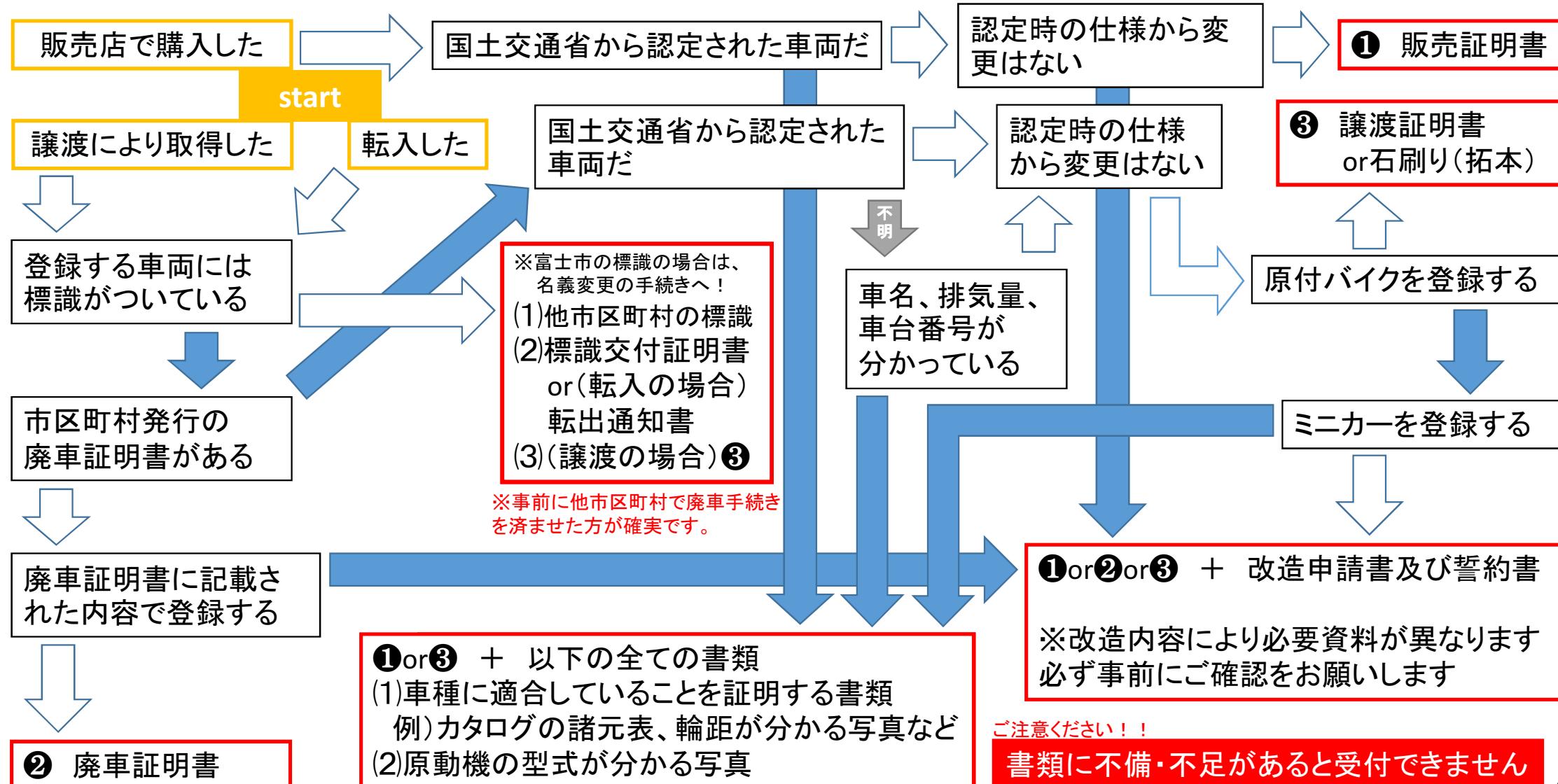
申請書は窓口での記載も可能ですが、記載する事項が分かるようにしてお越しください。

事象	登録(したい)車両に 【富士市】の標識が…	必要な手続き	申請書	持ち物(共通)	持ち物(手続きごと)
販売店で購入した	—				
・他市区町村から転入した ・他市区町村の人から譲り受けた	—	新規	軽自動車税(種別割) 申告(報告)書兼標識交付申請書	届出者(窓口に来る人) の本人確認書類 (マイナンバーカード等)	2ページで確認→
・譲渡により取得した ・名義変更したい	ついていない ついている	名義変更	〃	〃	3ページで確認→
廃棄処分する	—				
他の人に譲り渡す	—				
他市区町村に転出する	—	返納	軽自動車税(種別割) 廃車申告書兼標識返納書	〃	3ページで確認→
盗難された	—				
交付・廃車証明の再発行	—	再交付	再交付申請書	〃	3ページで確認→

新規

原付・小型特殊自動車・ミニカー・電動バイク
・電動キックボードの標識交付に必要な持ち物

凡例: はい → • いいえ →



名義変更

原付・小型特殊自動車・電動バイク・ミニカーの名義変更に必要な持ち物

凡例: はい • いいえ

登録する車両には富士市の
標識(ナンバープレート)
がついている

start

他市区町村の標識
がついている

標識交付時と同じ排気量だ

ついている標識を
そのまま使う

(1)標識交付証明書
(2)譲渡証明書

※富士川町ナンバーは使用不可

(1)他市町村の標識
(2)標識交付証明書
(3)譲渡証明書

※事前に他市区町村で廃車手続きを済ませた方が確実です。

返納する標識は富士市と
書いてあるものだ

start

他市区町村の標識
がついている

(1)標識
(2)標識交付証明書

返納

再交付

再交付したい車両は、富士市の
標識がついている(ついていた)
ものだ

start

※富士市では受付できません※

「新規」手続きをお願いします。
2ページを確認してください。

(1)対象車両の標識番号

※富士市では再交付できません※
該当の市区町村で手続きをお願いします。